

**春闘討論集会**

日時：12月10日(土)13時半～  
場所：千葉土建会館



ホームページ <http://chibarouren.org/> メール [chibarouren@axel.ocn.ne.jp](mailto:chibarouren@axel.ocn.ne.jp)

第372号

2022年

11月21日

発行

千葉県労働組合連合会  
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8  
自治体福祉センター 3F

電話 043 (225) 5576  
FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価20円

第 372 号 URL 版 2022 年 11 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

# 働くルール・ジェンダー平等を学んで

## 11・13 『ちば労働学校』開校

11月13日、自治体福祉センター4階で『ちば労働学校』が、千葉労連主催で、開催されました。労働学校には、県内の各地域から、リアル・オンライン参加含めて41名が参加しました。前半は働くルールを元高校教師の角谷さん、後半はジェンダー問題について全労連議長の小畑さんから講義がありました。その後、グループ討論を行い、労働やジェンダー問題について話し合いました。最後にA・Bグループから本日の講義についての感想を出し合いました。

### 3年ぶりのちば労働学校

寺田実行委員長から始めに「3年ぶりの千葉労働学校で大変楽しみにしています。3年前は1回の受講で約80名が参加しました。この数年で1000名が参加しています。様々な職種や年代の人が参加し、今年はオンラインも開始しました。時代とともに討論の仕方も変わっています。学習教育と討論で何でも話せる信頼関係をつくりたい。千葉労働学校もそれを目指しています」

1957年以降、政治的なことを一切、学校教育現場で教えてはいけないうことになりました。2006年には『教育基本法』も変えられました。教育を変えなければ国は変えられない。教育から全てが始まる。物事を様々な角度から見れる様にすることを千葉労働学校の目標としています」と、あいさつがありました。



ちば労働学校の講義の様子

### 労働基準法とジェンダー平等

次に、第1講座「はたらくルールと労働者の権利」の講座を角谷さんが行いました。「労働基準法」についての動画とクイズ形式で学習をすすめ、会場は盛り上がりました。

第2講座は「考えてみよう、ジェンダー平等と労働組合」と題して、小畑さんを講師に招いて講座を



く身内で葬儀等は済ませた▼小学生の頃、父と初めてナゴヤ球場にナイター観戦に出かけた時、球場の臨場感・雰囲気などにとっても感動したことを覚えている。空間を共有することで生まれるエネルギーが感動につながることを実感した原点だ。また、小学六年生の正月、会社の新年会の賞品でフォークギターをもらってきた。それがきっかけで、音楽・演奏がより身近になり、世界が広がった▼大切にしたいことのきっかけとなる部分で父との関わりがあったと改めて気付いた。次の世代にも何かきっかけとなることを残したい。

【2面】

# 物価高騰で生活相談多数寄せられる

## 10・22 いのちと暮らしを守る何でも相談会

### 過去最高 32 件の相談件数



生活相談に対応する相談員

10月22日の12時～18時まで自治体福祉センターで、労働相談員2名と労連職員2名と社保協1名、合計5名で暮らしや労働相談などの電話対応をしました。NHKの全国報道もされ、ネット情報などで知った人達から、県外からも含めて、千葉労連会場には過去最高の32件の相談が寄せられました。以下、相談内容です。

▼流山に住んでいて、最寄りのおおたかの森病院に食道炎の治療を受けている。医者との折り合いが悪く、病院に行く気になれない。次回の予約は時間通り来て下さい、とのことです。(女性)

▼生活が苦しい。一日、3食は食べられない。夫が死亡したので、単独の年金生活。それでも生活保護を受けないで生活している。隣家は生活保護を受けているが、出前をとっていたりして、とても不満。(70代女性)

▼就職活動をしている。専門学校に通い、理学療法士を目指している。国家試験に失敗して、アルバイトをしている。(30代男性)

▼コロナで仕事が多重債務になり、3名に100万円の借り入れをしている。市役所に行き、弁護士を紹介されたが、一銭もなく相談できずに困っている(40代男性)

▼津軽三味線の演奏者です。舞台に出る機会が少なくなった。生活保護を受けることも検討中。市役所に相談に行ったら、断られた。(60代男性)

▼遺族年金で生活している。複数の消費者金融から多額の借金。生活が苦しい。法テラスに相談したが、弁護士を紹介されたにすぎない。生活保護を受けたいが、どうすればいいのか、方法を知りたい。(60代女性)

▼夫が死亡して、夫名義の家で生活している。遺族年金で生活している。年金では生活

できないので家を売却し、アパートに引っ越したい。自宅を売却するのが得策なのか、良く考えます。(70 代女性)

対策として、相談者に違う病院を紹介したり、地域の市議や弁護士を紹介しました。昨今の物価の高騰により、生活相談が多数寄せられ、改めて相談会の大切さを感じました。

# パワハラなき社会をめざして

## 千葉市内で過労死シンポジウム開催

11 月 15 日に千葉市内で過労死等防止対策推進シンポジウムが開催され、主催者・厚生労働省千葉労働局長、後援・千葉県商工労働部長、協力団体・本原千葉労連議長、千葉県経営者協会専務理事、連合千葉会長がそれぞれあいさつをしました。

### ハラスメントを感じない職場づくり

千葉労働局から、県内の過労死等や労働時間をめぐる状況が報告され、その後基調講演として神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科准教授の津野香奈美氏が、「パワハラを起こす企業と起こさない企業は何が違うのかーパワハラ上司を生み出さないためにできることー」と題して講演しました。

津野氏はパワハラが起きる企業は①要求度やプレッシャーが高い②社員の役割のあいまいさがある③社員にタフさを求める④冗談やからかいを容認している、という特徴があると指摘しました。

そして、それを改善していくには①仕事量の適正化をおこなうこと②個々人の多様性を尊重すること③仕事内容を具体的にして役割を明確化すること④冗談やからかいを決して容認しないことが必要だと強調し、改善に向けた職場でできるひと工夫の実例を上げました。

最後に東京過労死等を考える家族の会から、夫が会社からのパワハラで精神障害を起こし自殺したことや、再発防止に向けての訴えがありました。

### パワハラをなくすために職場でできるひと工夫 (実例)

- ・あだ名をやめて、さん付けで呼び合う
- ・挨拶に名前を付ける (例「おはようございます〇〇さん」)
- ・良いことをした人を称える文化をつくる
- ・感謝の言葉、ポジティブな言葉を口にする
- ・役職者、管理者は、引き出しやドアの開閉で音を立てない
- ・職場の給湯室やお手洗いなど公共の場を使った後は、使う前よりもきれいにしておく (「きれい」の基準を明確にしておく)
- ・共有器具を使う際のルールを明確にしておく

## 労働相談一ヶ月

### ～働くルールを無視した働かされ方～

Q 1日1万円で朝8時から夜8時まで働いて、小荷物の配送で、夏場は体がもちません。辞めると伝えましたが、損害賠償を払ってもらおうと言われ、困っています。

A 長時間労働・低賃金や無権利な働かされ方の見本のような相談ですが、同様の相談は多くきています。働くルール (労働基準法) をもとに問題点を確認します。まず、「1日」とは、法が1日は8時間労働と決めています。通しで働くと疲労するので連続6時間を超え8時間以内の場合には45分、8時間を超える場合は60分の休憩を仕事の途中で与えなければなりません。従って、休憩時間を含め9時間拘束8時間労働が基本の働き方です。8時間を超える労働は残業として

25%増しの賃金を受け取る権利があります。相談内容は、12 時間拘束されていることにあります。休憩も取れず、車の中でコンビニ弁当を食べ仕事を続けないとノルマが終わらないということで、12 時間すべてが労働時間になると判断されます。同時に、1 万円の日当ということは、時間給にすると 1 万円を 12 時間で割り 834 円ということになります。

千葉県最低賃金が 984 円 (22 年 10 月) ということからも最低賃金法違反になります。労基法違反の時間外労働の不払い、最低賃金法違反ということです。法に違反する働き方は、すぐになかまを募り労働組合をつくるか、一人でも加入できるユニオンに入り、団体交渉で改善させます。最終の選択肢として、退職することもできます。

会社が法に違反する働き方をしていることは明らかなので、損害賠償を払うどころか、賃金の不払い、最低賃金との差額分の支払いを要求しましょう。【中林】